愛玩動物におけるオンライン診療の適切な実施に関する指針

1. 目的及び位置付け

近年、デジタル技術を活用した社会生活の変革や新たなサービスが創出される中で、 人医療においても情報通信機器を用いたオンライン診療の普及が進んでいる。愛玩動物 の獣医療においては、飼育者の利便性向上や適切な獣医療への迅速なアクセス向上の観 点から、オンライン診療のニーズはますます高まることが想定される。産業動物におい ては、「家畜における遠隔診療の積極的な活用について(令和3年12月15日付け3消安 第4800号)」を制定し遠隔診療の適時・適切な活用を推進しているところであり、愛玩 動物においても適切なオンライン診療の実施を促進することが求められている。

このような観点から、本指針は、愛玩動物におけるオンライン診療に関して、不適切な 実施によりその推進を阻害することのないように、オンライン診療の適切な実施に関す る基本的な考え方を示し、愛玩動物の飼育者、獣医師等の関係者が安心して利用できる 適切なオンライン診療の普及を推進するために策定するものである。

2. 基本的な考え方

- (1) 愛玩動物におけるオンライン診療は、情報通信機器を通して、愛玩動物の診察及び診断を行い、診断結果の伝達、処方等の診療行為を映像と音声を用いてリアルタイムで行うものである。このため、獣医師は、ネットワーク環境を確保し良好な通信環境の下で、診療を行うことが求められる。
- (2) オンライン診療においては、獣医師が飼育者から十分な情報を得ること、また、獣医師と飼育者との間で診療方針に合意することが必要である。このため、「かかりつけの獣医師」にて行われることが基本であり、対面診療を適切に組み合わせて行うことが求められる。
- (3) オンライン診療により獣医師が行う診療行為の責任については、当該獣医師が全ての 責任を負う。このため、獣医師はオンライン診療で傷病に対する一定の判断を下し得る 程度の十分な情報を得られているか、その情報で適切な診断ができるか等について、慎 重に判断し、オンライン診療による診療が適切でない場合には、速やかにオンライン診 療を中断して、対面による診療に切り替えることが求められる。また、獣医師は飼育者の 飼育動物の獣医療情報が漏洩することや改ざんされることのないよう、情報通信並びに 飼育者及び飼育動物の獣医療情報の保管について、十分な情報セキュリティ対策を講じ ることが求められる。
- (4) オンライン診療においては、対面診療と比べて、獣医療へのアクセスが向上するという側面がある一方で、得られる情報に限界があるという側面もあることを考慮し、獣医師は安全性や有効性についての評価を定期的に行うことが求められる。
- (5) オンライン診療を行う獣医師は、飼育者が受けるメリット及び生じるおそれのある不利益等のデメリットについて、事前に説明するなどの「インフォームド・コンセント」を 徹底する必要がある。
- (6) 適切なオンライン診療の普及のためには、その獣医療上の安全性・有効性・必要性が 担保される必要があり、獣医師は安全性や有効性についてのエビデンスに基づいた獣医療を行うことが求められる。
- (7) オンライン診療は、飼育者がその実施を求める場合に実施されるべきものであり、獣 医師側の都合のみで行ってはならない。

3. 具体的適用

獣医師は、オンライン診療であっても、対面診療と同様に獣医師法(昭和24年法律第

186号)、獣医療法(平成4年法律第46号)その他の関係法令に規定される獣医師の任務や職責を果たさなければならない。くわえて、オンライン診療の安全性を担保し、有効な問診、診断等が行われるよう、以下について遵守すること。

- (1) 初診からのオンライン診療は、原則として「かかりつけの獣医師」が行うこと。
- (2)「かかりつけの獣医師」が休日夜間等で対応できないとして飼育者から依頼があった場合等には、診療前相談をする等して、必要な獣医療情報を把握し、かつ、愛玩動物の状態に応じてオンライン診療の実施について獣医師が可能と判断した場合は、この限りではない。この場合、獣医師は診療前相談で得た情報を診療簿に記載する必要がある。また、オンライン診療の実施後は、診療記録を正確かつ詳細に共有し、迅速かつ適確に対面診療につなげられる体制を整えておく必要がある。
- (3) 獣医師は、飼育者と相互に信頼関係を構築した上で、双方の合意に基づいてオンライン診療を実施する必要がある。
- (4) 飼育動物の診療中における急病急変への対応は、直接の対面診療が基本であり、獣医師は、急病急変時に適切に対応するため、飼育者が速やかにアクセスできる診療施設において直接の対面診療を行える体制を整えておく必要がある。
- (5) 獣医師は、医薬品の処方に際して、飼育者に対して医薬品の管理、投与方法、副作用、 獣医師の指示の遵守等について事前に十分な指導を行う等医薬品の適正使用に努めなければならない。また、特に安全管理が必要な医薬品を処方してはならないこと。
- (6) 獣医師は、初診においては、獣医師の特別の指導を必要とする医薬品、安全性・有効性についてのエビデンスが評価されていない医薬品等を処方してはならないこと。また、処方に際して、処方日数制限を1回7日分を限度とし、それで症状が改善しない場合は飼育者に対して対面での診療を促すこと。
- (7) 獣医師は、獣医療法第3条の規定に基づき開設の届出がなされた飼育動物診療施設に 所属し、その所属及び当該診療施設の問合せ先を明らかにしておく必要がある。
- (8) 獣医師は、ネットワークが不安定でオンライン動画が途切れる等、適切な診療が困難な場合はオンライン診療を行わないこと。また、オンライン診療を文字、写真あるいは、 録画動画のみのやりとりで行わないこと。